

## 島本町タウンミーティング実施ルール

令和 7 年 10 月 27 日

### 【目的】

町長が地域に出向き、住民との対話を通じ、住民に町政への理解を深めていただくとともに、町政やまちづくりに対するご意見やご提案を町政に反映することを目的として、タウンミーティング（地域開催・自治会開催）を実施します。

### 【地域開催・自治会開催】

- タウンミーティング（地域開催）は、字などの地域単位で場所を選定し、その地域から参加者を募集し開催するタウンミーティングをいいます
- タウンミーティング（自治会開催）は、自治会の役員会などの会合に町長が出向き、自治会の会員との意見交換の形で実施するタウンミーティングをいいます。

### 【参加者】

- タウンミーティングに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、島本町内に在住する者とします。なお、実施場所に応じて、参加者の在住地域を制限できるものとします。
- 参加者は、タウンミーティングを円滑に進めるために、会場において、次に掲げる事項を守らなければなりません。参加者がこれらの事項に違反するときは、職員はこれを制止し、その指示に従わないとときは、当該参加者を退場させることができます。
  - ・ 大きな声を出したり、みだりに席を離れたりするなど他人の迷惑となる行為をしないこと
  - ・ 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、通話はしないこと
  - ・ 食事又は喫煙をしないこと
  - ・ 撮影及び録音等をしないこと
  - ・ 個人・団体の誹謗・中傷をしないこと
  - ・ 特定の政治団体・宗教団体・営利団体に特別の利益及び不利益となる発言をしないこと
  - ・ 職員の指示に従うこと
  - ・ その他タウンミーティングの円滑な運営の妨害となる行為をしないこと

### 【定員】

- タウンミーティング（地域開催）の定員は、20名程度（先着順）とします。ただし、開催日3営業日前の午後5時30分時点で5人以上集まらない場合は中止とします。
- タウンミーティング（自治会開催）の定員は、当該自治会の役員会などの会合に普

段から出席されている人数とし、上限、下限は設定しないこととします。

#### 【開催日時及び実施場所】

- 開催日時は、曜日又は時間は問わず、地域ごとに調整を行うものとし、開催時間は90分を目安とします。
- 実施場所は、町内とし、参加者の利便に配慮して選定します。

#### 【申込】

- タウンミーティング（地域開催）への参加を希望する者は、電話又はWEBフォームで政策企画課まで申し込むものとします。
- タウンミーティング（自治会開催）は事前に開催する自治会を事務局が調整し、参加者は当該自治会が調整するものとします。

#### 【周知】

- タウンミーティング（地域開催）の開催周知は、町の広報誌、ホームページ等で行うものとします。
- タウンミーティング（自治会開催）は、個別に開催自治会を調整し、開催することとなった自治会内でその周知を図るものとします。

#### 【公表】

タウンミーティングにおいて述べられた意見等の概要是、個人情報に十分配慮の上、町ホームページ等において公表します。

#### 【その他】

町長が緊急に対応すべき用務が生じた場合は、タウンミーティングを中止できるものとします。